

蕨市多文化共生推進市民懇談会（第2回） 議事録（案）

日時	令和7年3月15日（土曜日） 開会：午前10時30分 閉会：午前11時50分
会場	蕨市役所 4階 4－2大会議室
出席	市民懇談会委員 林大樹、植田富美子、上野梢、荒井紀子、吉田悠一、石村宗侑、 新保和生、長谷川浩司、藤田明、立花静子、白川ありさ 各委員 事務局（課長・倉石、係長・庄野）
資料	令和6年度蕨市多文化共生推進市民懇談会第2回資料 資料1-1：ごみ出しのルールについて 資料1-2：緊急時の連絡先について 資料1-3：相談窓口について 資料2：『わらびらいふ』2025年3月 Vol. 6

1. 開会（公開・傍聴希望者1名）

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）蕨市多文化共生指針に基づく取り組みについて

①令和6年度の取り組み状況

②令和7年度の実施計画（案）について、事務局から説明。

【質疑応答】

（委員）多言語化した行政情報について、外国人住民に対する周知はどのようにしていますか。

（事務局）主に、市ホームページや多文化共生啓発紙「わらびらいふ」を通して周知しています。なお、外国人住民の多くはインターネットを通して情報収集している場合が多いため、外国人住民が市のホームページにアクセスした際に、WEBブラウザの翻訳機能を使い、必要な情報が見つけられるようにホームページ作成の際の仕組み作りを全庁的に行って参りたいと思います。

（委員）外国人住民は市民課窓口を訪れる機会が多いと思うので、市民課窓口を使い周知する方法も有効かと思います。

（事務局）転入手続に訪れる外国人に対しては①ごみの出し方 ②多文化共生啓発紙「わらびらいふ」③生活ガイドブック をひとまとめた「転入セット」を配布しています。

(委 員) 日本語ボランティア教室には多言語翻訳機は配布されていますか。

(事務局) 日本語ボランティア教室が開催されている各公民館には多言語翻訳機を設置していますが、多言語翻訳機を貸し出しされているかどうかについては把握しておりません。

(委 員) 例えば小学校でいえば、外国人児童と日本人児童とでは取り扱いや保護者に対する説明内容が異なる場合があると思いますが、そのような例が他にもあるのであれば、ホームページを通して外国人住民に周知してもらいたいです。

(事務局) ご指摘いただいた例の他にも、在留資格によっては受けられる行政サービスが異なる場合等、様々なケースで伝える情報があるかと思います。そのため、ホームページ作成の際にはそのような細かな部分も含め、明記するよう庁内で統一し、ブラウザの翻訳機能を活用した外国人住民への行政サービス等の周知を進めていきたいと思っています。

(委 員) 令和6年度はクルド人からの相談はありましたか。

(事務局) 令和6年4月から令和7年2月末時点でクルド人からの市民協働課への相談はありません。

(委 員) 蕨市にはクルド人は何人住んでいますか。

(事務局) クルドの方は仮放免が多いと思われ、その場合、在留許可が得られず、住民登録に至っていないため、市では正確なクルド人住民数の把握は難しい状況にあります。

(委 員) 在留許可の無い外国人が駆け込みで相談に訪れるケースはありますか。

(事務局) 市民協働課においてそのようなケースはありません。

(委 員) 在留許可の無い外国人の相談は受け付けてもらえますか。

(事務局) 在留許可の有無に関わらず、市民協働課にて相談を受け付けています。

(委 員) 駅前でたむろする等、マナーの悪い外国人住民への対応や取り締まりはどうしていますか。

(事務局) 令和7年度は青色防犯パトロールの巡回回数を増やすなどで対応する予定となっています。また、市役所は取り締まりを行う事はできないため、警察と情報共有し連携して対応してまいります。

(委 員) 市のホームページも大事ですが、外国人住民が市のホームページにアクセスしたいと思ってもらえるようなプロセス作りも大事だと思います。そのためには、住民同士、身近なところから始めるしかないと思います。例えば、挨拶をするなど、簡単なコミュニケーションを図り、お互いにコミュニケーション

ョン力を付けるところから始めていきたいです。

(委員) 難民申請中のクルド人と接する機会がありましたが、彼らは仕事に就くことができず、また、子供たちも通学している様子が見られませんでした。そのような状況にあるクルド人との接点は日本語ボランティア教室にあると思うので、行政はそのような団体に話を聞き、業務の参考にしてみるのもいいかもしれません。

(事務局) クルド人の方を対象とした日本語ボランティア教室が旭町公民館で開催されているようなので、今後、団体の方に話を伺うことなど検討したいと思います。

(委員) 外国人住民向けに生活ガイドブックを作成したり、生活オリエンテーションを開催する事も良い事だと思いますが、日本人住民に対しても日本の文化と外国の文化の違いを学んでもらえるような情報を発信したほうが、双方の文化の理解のためにもよいと思います。

(事務局) これまでに多文化共生事業「みんなの広場」を通して日本人住民と外国人住民の交流を図り、文化の違いを学ぶ機会を設け、多文化共生社会に向けて取り組みを行ってきたところですが、頂いたご意見を踏まえ、多文化共生啓発紙「わらびらいふ」にて日本と外国の文化の違いを特集することも検討したいと思います。

(委員) 多文化共生啓発紙「わらびらいふ」だけではなく、毎月発行される広報蕨の誌面上でも、積極的に外国人住民を取り上げる事で、日本人住民と外国人住民の相互理解が進むと思います。

(事務局) 頂いたご意見は担当部署に伝え検討してもらいます。

(委員) 多文化共生啓発紙「わらびらいふ」の配布先については、公民館などの公共施設だけではなく、町会長連絡協議会の理事会でも配布し、町会長にも内容を周知したほうが良いと思います。

(事務局) 町会の担当部署にご意見をお伝えします。

(委員) 蕨市生涯学習まちづくり出前講座は、外国人住民からの申込があった場合にも対応してもらえますか。

(事務局) 対応は可能ですが実際に申込があった際には各講座の担当課での対応となるため、申込者が求める言語によっては対応が難しい場合もあります。また、蕨市生涯学習まちづくり出前講座は10人以上のグループに対しての講座となるため、利用しにくい部分もあるかと思います。そのため、市民協働課では外国人住民に対し、生活オリエンテーションを行っております。最低受講

人数は設けておらず、ご連絡を頂ければ対応致します。また、市民協働課職員が日本語ボランティア教室に出向き、教室に参加している外国人住民から日本で生活する上での疑問点等を聴取し、その内容に沿った生活オリエンテーションを実施しております。

(2) 各団体等における多文化共生に関わる意見・課題等について

【質疑応答】

(委員) 多文化共生事業「みんなの広場」のチラシについてですが、市外在住者も参加可能なのかチラシを見ただけでは分からなかったため、参加対象者を明確に記載したほうが良いと思います。また、実際に参加して感じた事として、発表団体を除いた一般参加者に外国人が少ない事が気になりました。どうしたら一般参加の外国人を増やすことができるのかが課題だと思います。一般参加の外国人を増やすことができれば、「みんなの広場」にて外国人住民の町会加入促進のためのPRや生活オリエンテーションの場として有効に使えんと思います。

(事務局) チラシについては、事細かに文言を掲載してしまうと情報過多となり、チラシを見ていただいた際の訴求力が低下するなど、デザインと文章のバランスが難しい部分があります。いただいたご意見は実行委員会に伝えて改善を図りたいと思います。

(委員) 多文化共生に関する蕨市の課題は何でしょうか。

(事務局) 外国人住民と行政との間の橋渡しを担うキーパーソンの発掘が課題です。ゴミの出し方などの地域のルールについては行政情報として発信しておりますが、外国人住民が必ずしも目にしているわけではありません。そのため、身近な存在であるキーパーソンや町会を介して外国人住民に情報が伝達される仕組み作りを目指して参ります。

(委員) 町会に問い合わせる方法の他に外国人住民数を把握する方法はありますか。

(事務局) 外国人住民数については、蕨市ホームページ上にて「各年次別人口統計」として掲載しております。また、国籍別住民数のデータについては、市役所1階の行政情報閲覧コーナーにて公開しております。

(委員) 外国人住民に対する町会加入の促進は「わらびらいふ」での周知の他に何か行っていますか。

(事務局) 町会加入のメリットを記載した書面を担当課にて作成し、転入手続きのため市民課窓口を訪れる外国人に対し配布しています。

(3) その他

4. 閉会